

当院の施設基準に関するご案内

◆歯科外来診療環境体制加算の施設基準◆

当院は、歯科の特性に配慮した総合的な歯科医療環境の整備について、厚生労働大臣の定める施設基準に適合し、「歯科外来診療環境体制加算」を届出しています。

【当院における医療安全対策の取り組み】

◇当院では、患者さんに安心して治療を受けていただくために、口腔外バキュームや AED の設置等を通じて、偶発症をはじめとする各医療安全に関する指針の整備を行っています。

◇2 次医療機関やその他の医療機関と連携して、緊急時の対応ができるようにしています。

◇緊急時の連携医療機関

静岡市立静岡病院（連絡先 253-3125）